

鹿沼市空き家バンクリフォーム補助金(概要)

鹿沼市の空き家バンク物件(住宅)を購入し、リフォーム工事完了後に定住する際に、リフォーム工事費用の一部を補助します。



☑ 補助対象条件

- ・鹿沼市の空き家バンク制度を利用して購入した一戸建ての住宅(併用住宅含む)
(※売買契約を締結した日から2年を経過するまでに交付申請が必要です。)
- ・市内業者が請け負う空き家バンク物件の工事費20万円以上のリフォーム工事
- ・補助金の交付決定前に工事を着手していないこと

☑ 補助対象者

以下の全てを満たす方

- ①鹿沼市外に1年以上居住している市外居住者または子育て世帯等(18歳未満の子を有する世帯もしくは夫婦のいずれかが39歳以下の世帯)である者
- ②リフォーム工事が完了後対象物件に転居し、10年以上定住する者
- ③鹿沼市の市税に滞納がない者

☑ 補助額

○市外在住者の場合

リフォーム工事費用の2分の1(1,000円未満は切り捨て)の額と、基本上限額50万円と加算項目を考慮した額を比較し少ないほうの金額。

※加算項目(※以下の1~3で該当する分だけ加算されます)

- | 加算項目 | 内容 | 金額 |
|------|-----------------------------|------|
| 1 | 補助対象者の年齢が50歳未満である | 10万円 |
| 2 | 農地付き空き家に認定された空き家バンク物件である | 10万円 |
| 3 | 立地適正化計画の居住誘導区域内の空き家バンク物件である | 20万円 |

○子育て世帯等の場合

リフォーム工事費用の3分の2(1,000円未満は切り捨て)の額と、上限額100万円を考慮した額を比較し少ないほうの金額

☑ 注意事項

補助対象となるか必ず市の事前確認が必要です。

詳しくはお問い合わせください



☑ 関連情報

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型について

「鹿沼市空き家バンクリフォーム補助金」の対象となる方は、通常の【フラット35】の金利が当初一定期間引き下げになる【フラット35】地域活性化型をご利用いただける可能性があります。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ 鹿沼市 建築課 空き家対策係 ☎0289-63-2243
〒322-8601 鹿沼市今宮町1688-1 鹿沼市役所行政棟4階

空き家バンクリフォーム補助金交付手続の流れ（フロー図）

